

- 第 16 条 出演順序は代表者会議において抽選により決定する。
第 17 条 審査員は、常任理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
第 18 条 表彰は、各部門ごとに金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。
但し、参加団体(者)の資格に疑義のある時は出場停止、または入賞を取り消すことがある。
第 19 条 その他開催上の細目は常任理事会で定める。
第 20 条 この規定は昭和58年6月1日から実施する。

平成2年4月21日一部改訂
平成10年4月30日一部改訂
平成11年4月30日一部改訂
平成16年4月24日一部改訂
平成19年4月21日一部改訂
平成21年4月25日一部改訂
平成23年4月23日一部改訂

札幌地区 個人・アンサンブルコンクール実施規定

アンサンブルコンクール

- 第 1 条 札幌地区アンサンブルコンクールは、札幌地区吹奏楽連盟に加盟する団体が参加して実施する。

参加部門・人員

- 第 2 条 参加部門は次のとおりとする。
1. 小学校の部 2. 中学校の部 3. 高等学校の部 4. 大学の部
5. 職場・一般の部
第 3 条 各アンサンブルの参加人数は、3名以上8名までとする。

資 格

- 第 4 条 札幌地区吹奏楽連盟に加盟する小学校・中学校・高等学校・大学・職場・一般の同一団体の団員から1グループの出場とする。

演 奏 ・ 審 査

- 第 5 条 構成は、木管楽器・金管楽器・打楽器などを中心としたものを原則とする。
但し、 1. 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。
2. 独立した指揮者をおかない。
第 6 条 出場するグループは、自由曲1曲を演奏して審査を受けるものとする。
組曲も1曲とみなす。
第 7 条 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格として、審査の対象としない。
第 8 条 出演順序は、常任理事会で抽選し決定する。
第 9 条 審査員は常任理事会で決定し、理事長が委嘱する。
第 10 条 審査・表彰は常任理事会で定める方法により、金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。
但し、参加団体(者)の資格に疑義のある時は出場停止、または入賞を取り消すことがある。

代 表

- 第 11 条 金賞グループの中から、最優秀団体を札幌地区代表として北海道アンサンブルコンテストへ推薦する。各部門とも7団体以上参加した場合は、2グループ推薦できる。以下、倍数毎に1グループ加算する。
但し、金賞団体が代表数に満たなかった場合、審査員の協議により残りの代表を決定することができる。

個人コンクール

- 第 12 条 参加部門は次の通りとする。
1. 小学校の部 2. 中学校の部 3. 高等学校の部 4. 大学の部
5. 職場の部 6. 一般の部
- 第 13 条 参加資格・楽器(打楽器は除く)・演奏及び審査等については、アンサンブルコンクールに準ずる。但し代表は各部門毎に木管楽器または金管楽器のいずれか1名とする。また、ピアノ伴奏者の資格は自由とする。
- 第 14 条 演奏時間は4分以内とし、これを超過した場合は失格として、審査の対象としない。
- 第 15 条 個人コンクールは北海道大会までとする。

附 則

- 第 16 条 この規定は昭和54年4月1日から施行する。

平成10年4月30日一部改訂

平成11年4月30日一部改訂

平成15年4月26日一部改訂

平成19年4月21日一部改訂

平成21年4月25日一部改訂

平成23年4月23日一部改訂

平成26年4月20日一部改訂